

身体拘束等の適正化のための指針

有限会社 じあい

身体拘束の適正化 指針の内容項目

- イ 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- ロ 身体拘束適正化委員会その他授業所内の組織に関する事項
- ハ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ニ 事業所内で派生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ホ 身体拘束等の発生時の対応に関する基本方針
- ヘ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ト その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

イ. 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

(1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

(2) 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性

身体拘束等が一時的であること。

(3) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。

① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないように努める。

③ 利用者の思いをくみ取る、利用者の移行に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。

④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるよ

うな行動は行わない。

- ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化委員会において検討する。
- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

ロ. 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

身体拘束等廃止に向けた体制

(1) 身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて身体拘束等適正化委員会を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

①設置目的

- (ア) 事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- (イ) 身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続き
- (ウ) 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- (エ) 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

②委員会の構成員

介護支援専門員、サービス提供責任者、看護師、理学療法士、介護士

委員会は上記構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他職種職員を参加させることができることとする。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

(ア) 利用前

- ① 事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は身体拘束等適正化委員会にて協議する。
- ② 身体拘束等の内容、時間等について、個別支援計画等に記載し、利用者及び家族に対し現場責任者が説明を行い、「身体拘束・行動制限に関する説明書」を以て同意を得る。

(イ) 利用時

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等適正化委員会において実施件数の確認と身体拘束等をやむを得ず実施している場合（解除も含む）については協議検討し、議事録に残す。

(ウ) 身体拘束等の継続と解除

- ① 身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、「行動制限に伴う経過記録・再検討記録」を用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- ② 身体拘束等適正化委員会において協議し、継続か廃止かの検討を行う。
- ③ 身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い、「行動制限に伴う経過記録・再検討記録」に記録する。

- ④ 身体拘束等解除の場合は即日、現場責任者より家族に身体拘束等解除について説明し同意を得る。

(エ) 緊急時

- ① 緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由をケース記録に記録する。その後の事は身体拘束等適正化委員会において協議する。
- ② 家族への説明は翌日までに現場責任者が行い、同意を得る。

<身体拘束等に向けた各職種の役割>

身体拘束等の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

(施設長)

身体拘束廃止・適正化の検討に係る全体責任者

(居宅管理者)

- ① 身体拘束等適正化委員会の統括管理
- ② 支援現場における諸課題の統括管理
- ③ 身体拘束等廃止に向けた職員教育

(訪問介護管理者、通所介護管理者)

- ① 家族、相談支援専門員との連絡調整
- ② 本人の意向に沿った支援の確立
- ③ 施設のハード・ソフト面の改善
- ④ 記録の整備

(従業者)

- ① 拘束がもたらす弊害を正確に認識する。
- ② 利用者の尊厳を理解する。
- ③ 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- ④ 利用者個々の心身の状況を把握し基本的ケアに努める
- ⑤ 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- ⑥ 記録は正確かつ丁寧に記録する

ハ、身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束等廃止・適正化のための職員教育、研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う。

- ① 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修（年1回以上開催）の実施。
- ② 新任者採用時は、新任者のための身体拘束等廃止・適正化研修を実施。
- ③ その他必要な教育・研修の実施。
- ④ 上記教育・研修の実施内容については記録を残す。

二、事業所内で派生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

身体拘束等が必要となる事案が発生した場合は、その全ての事案を管理者に報告する。管理者は即時に委員会を招集し検討する。

ホ、身体拘束等の発生時の対応に関する基本方針

身体拘束が発生した場合の対応に関する基本方針

身体拘束は行わないことが原則であるが、利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、次の手順にて行う。

(1) 委員会での検討

- ①緊急やむを得ず身体拘束を行う必要が生じた場合は、委員会において「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件のすべてに該当するか確認する。
- ②拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討する。
- ③身体拘束を行うと判断した場合は、拘束の内容・目的・理由・時間帯等について検討し、本人・家族に対する説明・同意書を作成する。

<緊急・やむを得ない場合の例外三原則とは>

- ①切迫性：利用者本人の生命・身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限以外に代替法がないこと。
(利用者の状態に応じて必要な制限のない方法を選択することが必要)
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
(利用者の状態に応じて必要な最も短い時間を想定することが必要)

(2) 利用者本人及び家族への説明

- ①利用者本人・家族に対し、身体拘束の内容・目的・理由・時間帯・期間・介助に向けた取り組み方法を詳細に説明し、同意を得る。
- ②身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族に再度同意を得た上で実施する。

(3) 記録

身体拘束等を行った場合は、拘束方法・心身の状況・やむを得なかった理由、経過などを記録用紙に記録する。

記録はサービス完結後5年間保存し、必要時に提示できるようにする。

(4) 身体拘束の解除

身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、利用者・家族に報告する。

ヘ、利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、事業所内に提示等するとともに事業者のホームページに掲載し、誰もがいつでも自由に閲覧できる環境を整える。

ト、その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

(1) 身体拘束等をしない支援を提供していくため、事業所全体で以下のことに取り組む。

- ①利用者主体の行動に努める
- ②言葉や対応などで、利用者の精神的な自由を妨げないように努める
- ③利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、丁寧な対応を行う
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の身体的、精神的な自由を安易に妨げるような行為は行わない。やむを得ず安全確保を優先する場合は、委員会で検討する
- ⑤「やむを得ない」として拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体の生活をしていただけるように努める

(2) その他身体拘束等の適正化推進のために必要な事項について、本指針に記載のないものは必要に応じて委員会にて検討し、決定する。

附 則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。